

⑤<<医療>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	株式会社T-ICU	特定集中治療室 管理料の施設基 準緩和提案	【遠隔ICUの実施】 遠隔ICUという病院外にいる集中治療に長けた医師・看護師が遠隔で集中治療室の患者管理について、患者情報を確認した上で、現場の医師・看護師に指示・アドバイスを提供することを実施したいと考えます。	診療報酬における特定集中治療室管理料1の施設基準	<ul style="list-style-type: none"> 基本診療料の施設基準等(平成20年3月5日厚生労働省告示第62号、令和2年3月5日厚生労働省告示第58号改正) 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和2年3月5日保医発0305第2号) 	<p>現状基準に対して以下赤字部分を追加した新基準とすることを提案します。</p> <p>【施設基準】 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務している。当該専任の医師に、特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含む。 ただし、特定集中治療の経験を5年以上有する医師が、当該保険医療機関の外にいる場合であって、当該医師に対して常時連絡することや、診療上必要な情報を直ちに送受信することが可能である場合は、これを1名分として計上して良い。 ただし、患者の当該治療室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室内の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。</p>	厚生労働省	<p>特定集中治療室管理料(ICU)は、特定集中治療に精通した医師の複数配置などにより、より診療密度の高い診療体制にある特定集中治療室に対し、評価を行っており、遠隔ICUによって医師及び看護師の配置が変更できることはしていません。</p> <p>今後、診療報酬上の特定集中治療室管理料の施設基準における、遠隔ICUによる医師及び看護師の配置基準の緩和や、新たな管理料区分の新設に係る提案については、まずは患者に対する有効性・安全性に関するエビデンスを確認する必要があると考えている。</p>
				診療報酬における特定集中治療室管理料1の施設基準	<ul style="list-style-type: none"> 基本診療料の施設基準等(平成20年3月5日厚生労働省告示第62号、令和2年3月5日厚生労働省告示第58号改正) 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和2年3月5日保医発0305第2号) 	<p>現状基準に対して以下赤字部分を追加した新基準とすることを提案します。</p> <p>【施設基準】 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を終了した専任の常勤看護師(1名)を当該治療室内に週20時間以上配置する。なお、専任の常勤看護師を2名組み合わせることにより、当該治療室内に週20時間以上配置しても差し支えないが、当該2名の勤務が重複する時間帯については1名についてののみ計上すること。 ただし、特定集中治療の経験を5年以上有する看護師が、当該保険医療機関の外にいる場合であって、当該看護師に対して常時連絡することや、診療上必要な情報を直ちに送受信することが可能である場合は、これを導入することで専任の常勤看護師の配置として扱って良い。</p>	厚生労働省	<p>特定集中治療室管理料(ICU)は、特定集中治療に精通した医師の複数配置などにより、より診療密度の高い診療体制にある特定集中治療室に対し、評価を行っており、遠隔ICUによって医師及び看護師の配置が変更できることはしていません。</p> <p>今後、診療報酬上の特定集中治療室管理料の施設基準における、遠隔ICUによる医師及び看護師の配置基準の緩和や、新たな管理料区分の新設に係る提案については、まずは患者に対する有効性・安全性に関するエビデンスを確認する必要があると考えている。</p>
				診療報酬における特定集中治療室管理料の施設基準	<ul style="list-style-type: none"> 基本診療料の施設基準等(平成20年3月5日厚生労働省告示第62号、令和2年3月5日厚生労働省告示第58号改正) 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和2年3月5日保医発0305第2号) 	<p>遠隔ICUの導入により特定集中治療の経験を5年以上有する医師が、当該保険医療機関の外にいる場合であって、当該医師に対して常時連絡することや、診療上必要な情報を直ちに送受信することが可能であることを要件とした、新たな管理料の区分を設ける。 具体的には、特定集中治療室管理料1や特定集中治療室管理料3の間に新たな管理料を設ける。</p>	厚生労働省	<p>特定集中治療室管理料(ICU)は、特定集中治療に精通した医師の複数配置などにより、より診療密度の高い診療体制にある特定集中治療室に対し、評価を行っており、遠隔ICUによって医師及び看護師の配置が変更できることはしていません。</p> <p>今後、診療報酬上の特定集中治療室管理料の施設基準における、遠隔ICUによる医師及び看護師の配置基準の緩和や、新たな管理料区分の新設に係る提案については、まずは患者に対する有効性・安全性に関するエビデンスを確認する必要があると考えている。</p>